

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（抜粋）

（基本的責務）

第 11 条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量するとともに、その事業系廃棄物を自らの責任において適正にこれを処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

（事業者の減量義務）

第 17 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期的に使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等、廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等、再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

（再利用の容易性の自己評価等）

第 18 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、及びその製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

（適正包装等）

第 19 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進を図らなければならない。

3 事業者は、市民が商品等の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

（事業系廃棄物の処理）

第 20 条 規則で定める規模以上の事業用の建築物（以下「一定規模以上の事業用建築物」という。）の所有者は、市長の指導に従い、再利用を促進する等により、当該建築物から排出される事業系廃棄物を減量しなければならない。

2 一定規模以上の事業用建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管

理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。

3 一定規模以上の事業用建築物の所有者は、規則で定めるところにより、廃棄物の減量及び再利用に関する計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。

4 一定規模以上の事業用建築物の所有者は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

5 一定規模以上の事業用建築物を占有する者は、当該建築物から生ずる事業系廃棄物の減量に関し、一定規模以上の事業用建築物の所有者に協力しなければならない。

6 一定規模以上の事業用建築物を建設しようとする者（以下「一定規模以上の事業用建築物の建設者」という。）は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、一定規模以上の事業用建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

第21条 市長は、一定規模以上の事業用建築物の所有者が、前条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき又は当該一定規模以上の事業用建築物の建設者が同条第6項の規定に違反していると認めるときは、当該一定規模以上の事業用建築物の所有者又は当該一定規模以上の事業用建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

（公表）

第22条 市長は、前条に規定する勧告を受けた一定規模以上の事業用建築物の所有者又は当該一定規模以上の事業用建築物の建設者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

（受入拒否）

第23条 市長は、一定規模以上の事業用建築物の所有者又は一定規模以上の事業用建築物の建設者が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、第21条に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、当該建築物から排出される事業系廃棄物の市長の指定する処理施設への受入れを拒否することができる。

（平17条例17・一部改正）

第27条 事業者は、事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

2 事業者は、事業系廃棄物の処理に当たっては、再生、破碎、圧縮、脱水等の処理を行うことにより、その減量を図らなければならない。

（事業者の下取り等の回収義務）

第30条 市長は、適正処理困難物を指定し、これを公表することができる。

2 前項に規定する処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任でその適正処理困難物を下取り等により回収しなければならない。

第 32 条 市長は、前条の規定により定めた計画に従い、家庭廃棄物を処理しなければならない。

2 市長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うことができる。

3 前 2 項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準は、規則で定める。

(一般廃棄物処理施設)

第 32 条の 2 市が設置する法第 21 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
町田市バイオエネルギーセンター	町田市下小山田町 3, 160 番地
境川クリーンセンター	町田市木曾東二丁目 1 番 1 号
町田市 ^{まひ} 剪定枝資源化センター	町田市小野路町 3, 332 番地

(平 24 条例 46・追加、令元条例 16・一部改正)

(技術管理者)

第 32 条の 3 前条に規定する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

(1) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する技術士(技術士法施行規則(昭和 59 年総理府令第 5 号)第 2 条に規定する化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る同法第 4 条第 1 項に規定する第二次試験に合格した者に限る。)であること。

(2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士(前号に掲げる者を除く。)であつて、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)第 8 条の 17 第 2 号イからチまでに掲げるいずれかの者であること。

(4) 前 3 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。

(平 24 条例 46・追加)

(事業系一般廃棄物保管場所の設置)

第 40 条 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 事業者は、前項に規定する保管場所を、事業系一般廃棄物が飛散し、流失し、及びその悪臭が発生しないようにするとともに、常に清潔にしておかなければならない。

(事業者に対する中間処理等の命令)

第 41 条 市長は、事業者に対し、特に必要があると認めるときは、その事業系一般廃棄物をあらかじめ中間処理して排出するよう命ずることができる。

2 市長は、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を種類ごとに分別して排出するよう命ずることができる。

(一般廃棄物管理票)

第 42 条 規則で定める事業者は、事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の種類、排出場所等を記載した一

般廃棄物管理票を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する事業者は、事業系一般廃棄物を他人に委託して市長の指定する処理施設に運搬させる場合には、当該受託者に同項に規定する一般会期物管理票を交付しなければならない。

3 前項に規定する受託者は、その受託した事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、同項に規定する一般廃棄物管理票を市長に提出しなければならない。

4 市長は、事業者が第1項に規定する一般廃棄物管理票を提出しないとき、又は受託者が前項に規定する一般廃棄物管理票を提出しないときは、当該事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

5 前各項に規定するもののほか、一般廃棄物管理票の回付その他必要な事項は、規則で定める。

(事業系一般廃棄物の受入拒否)

第43条 事業者(事業者から運搬の委託を受けた者を含む。)は、事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、前項の事業者が同項に定める受入基準に従わない場合には、当該事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(改善命令等)

第44条 市長は、事業者が第39条又は第40条の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

(清潔の保持)

第63条 占有者は、土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

(空き地の管理)

第65条 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないようにその周囲に囲いを設ける等適正に管理しなければならない。

2 前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

(立入検査)

第68条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(清掃指導員)

第69条 市長は、前条第1項並びに廃棄物の減量及び適正な処理に関する指導の職務を担

当させるため、規則で定めるところにより、清掃指導員を置く。

(罰則)

第71条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第27条の2第2項の規定による命令に違反した者 (収集又は運搬の禁止等)
- (2) 第30条第4項の規定による命令に違反した者 (事業者の下取等の回収義務)
- (3) 第41条の規定による命令に違反した者 (事業者に対する中間処理等の命令)
- (4) 第44条の規定による命令に違反した者 (改善命令等_第40条)
- (5) -省略-

(両罰規定)

第73条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。